

令和7年度 長崎県環境物品等調達方針の主な修正点

令和6（2024）年4月に策定した本県の「長崎県環境物品等調達方針」から、国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の変更（令和7年1月28日閣議決定）等を踏まえて修正を行った主な内容は、以下のとおりである。

なお、今回の修正（判断の基準等の見直し品目）により、令和7年度における特定調達品目は、22分野261品目（長崎県認定リサイクル製品を除く）となる。

1. 特定調達品目の追加について

（1）「20. 災害備蓄用品」分野の品目

- ・ 「備蓄用作業服」の1品目を新たに追加した。（p172）

2. 判断の基準の見直しについて（主な変更内容）

（1）分野横断的な内容

- ・ 既存5品目及び「原材料に鉄鋼が使用された物品」について2段階の判断基準を新規に設定

【既存品目】

- ・ 11. ガス温水機器（p108～p110）、石油温水機器（p111～p112）
- ・ 20. 災害備蓄用飲料水（p166）
- ・ 22. 印刷（p203～p210）、食堂（p211～p212）

（2）その他、分野別の内容

◇ 「3. 文具類」分野

● 「判断の基準に係る古紙パルプ配合率」について

- ・ 文具類共通及び個別品目の判断の基準に係る古紙パルプ配合率について、森林認証材、間伐材等パルプとの合計とする見直し

【該当する個別品目】

クラフトテープ（p16）、両面粘着紙テープ（p16）、ファイル（p19）、バインダー（p19）、つづりひも（p19～p20）、事務用封筒（紙製）（p20）、窓付き封筒（紙製）（p20）、けい紙・起案用紙・ノート（p20）、タックラベル・インデックス・付箋紙（p21）

● 「けい紙・起案用紙・ノート」について（p21）

- ・ 塗工、非塗工別に適用していた塗工量、白色度の要件を削除

◇「5. 画像機器等」分野

●「プリンタ・プリンタ複合機」について（p37～p44）

- ・ 判断の基準の選択肢として、エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであることを追加
- ・ 判断の基準に、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチック部品又は再使用プラスチック部品が5g以上使用されていること及びポストコンシューマ材料からなる再生プラスチック部品又は再使用プラスチック部品がプラスチック重量の1%以上使用されていることを追加（経過措置あり）
- ・ 配慮事項に「定量的環境情報が開示されていること」を追加

●「ファクシミリ（p45～p47）、スキャナ（p48～p50）」について

- ・ 判断の基準の選択肢として、エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであることを追加
- ・ 判断の基準に、少なくとも部品の一つに再生プラスチック部品又は再使用プラスチック部品が使用されていることを追加（スキャナのみ1年間の経過措置適用）
- ・ 配慮事項に「定量的環境情報が開示されていること」を追加

◇「7. オフィス機器等」分野

●「シュレッダー」の判断の基準について（p76～p77）

- ・ 特定の化学物質の使用の制限に係る経過措置の終了

●「一次電池又は小形充電式電池」の判断の基準について（p83～p84）

- ・ 一次電池に係る判断の基準を変更（JIS C 8515 に基づく最小平均持続時間の見直し）
- ・ 配慮事項に「定量的環境情報が開示されていること」を追加

◇「8. 移動電話等」分野

●「携帯電話」について（p85～p88）

- ・ 判断の基準の選択肢として、エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであることを追加
- ・ 判断の基準に充電サイクル数及びバッテリーの長寿命化機能の搭載を追加
- ・ 配慮事項に「定量的環境情報が開示されていること」を追加

●「PHS」について（p85～p88）

- ・ 判断の基準にバッテリーの長寿命化機能の搭載を追加
- ・ 配慮事項に「定量的環境情報が開示されていること」を追加

●「スマートフォン」について（p85～p88）

- ・ 判断の基準の選択肢として、エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであることを追加

- ・ 判断の基準の変更「OSの更新が可能であること、充電サイクル数及びバッテリーの長寿命化機能の搭載を追加
- ・ 配慮事項に「定量的環境情報が開示されていること」を追加

◇「9. 家電製品」分野

- 「電気便座」について（p95～p96）
 - ・ エネルギー消費効率に係る1年間の経過措置の終了
- 「電子レンジ」について（p97～p98）
 - ・ 配慮事項に「定量的環境情報が開示されていること」を追加

◇「10. エアコンディショナー等」分野

- 「ストーブ」について（p104～p105）
 - ・ 配慮事項に「定量的環境情報が開示されていること」を追加

◇「11. 温水器等」分野

- 「ガス温水機器（p108～p110）、石油温水機器（p111～p112）」について
 - ・ エネルギー消費効率に係る2段階の判断の基準を設定

◇「13. 自動車」分野

- 「乗用車」について（p122）
 - ・ 燃費基準値の変更（ハイブリッド自動車は2030年度燃費基準70%達成から、80%達成レベルへ引き上げ）
- 「バス等（p126～p127）、トラック等（p127）、トラクタ（p127）」について
 - ・ 燃費基準値の変更（2025年度燃費基準95%達成レベルに変更）

◇「15. 制服・作業服等」分野

- 「制服（p132）、作業服（p132）」について
 - ・ クリーニングに係る備考の修正（JIS L 0217の削除）

◇「20. 災害備蓄用品」分野

- 「災害備蓄用飲料水」について（p166）
 - ・ 賞味期限に係る2段階の判断の基準を設定（基準値1は10年以上、基準値2は5年以上）

◇「22. 役務」分野

- 「省エネルギー診断」について（p202）
 - ・ 判断の基準に、現行の省エネ対策に加え、再エネの活用に向けた導入可能性調査、再エネの活用に係る設備・機器の導入等の提案を行うことを追加
- 「印刷」について（p203～p210）
 - ・ 2段階の判断の基準を設定
- 「食堂」について（p211～p212）
 - ・ 食材に係る2段階の判断の基準の追加（農産物の見える化ラベル表示、有機農産物の利用）
 - ・ 配慮事項の食品廃棄物等について、食品リサイクル法に係る基本方針に基づく再生利用の優先順位を踏まえた表現に変更
- 「機密文書処理」について（p219～p220）
 - ・ 調達者向けの留意事項に各機関においてオフィス製紙機の導入可能性について検討することを追記

◇「23. ごみ袋等」分野

- 「プラスチック製ごみ袋」について（p225～p226）
 - ・ 配慮事項に、「ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックが可能な限り使用されていること」及び「定量的環境情報が開示されていること」を追加